

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

## 50歳超～院生、社会科学へ再挑戦 シニア入学というライフステージ

50歳くらいから大学院への入学が目立ち始めている。学部選択の傾向は人文科学系よりも社会科学系が多く、シニアの生き方が多様化していることのあらわれであろう。学窓の門を叩くのはシニアの挑戦だが、大学にも歓迎したい事情がある。現在、大学は全国に778施設あり過密状態で、その半数は定員割れという厳しい現実。15を超える大学で積極的にシニアを受け入れていて、文科省調査で、全国公私立大学の研究科に入学する50歳、61歳以上の大学院生数は09年までの推移では微増し、増加傾向にある。

長年、大学はアカデミックな教育に重点をおいてきた。そのため職業能力養成にかかわる学位やプログラムの整備が遅れていた。ニッセイ基礎研究所によれば最近、高度の専門性が求められる職業についての大学院レベルでの養成課程(法科大学院や教職大学院などの専門職大学院)、各種専門職の再研修事業といったものが増加しつつあり、「職業能力養成・再開発機関として大学の役割が拡大する傾向にある」(日本国内「草の根会議」)ことがわかってきた。

シニアが主に社会科学系を選ぶのはビジネスと関連深い学問であるため、純粋に知識を学術的に体得するために高等教育機関に身をおき、人生の充実を図ろうとするシニアの生き方がみてとれる。大学がシニア層にとってより身近なものとなることは、超高齢社会の成熟につながり、シニアの精神性にも貢献するだろう。

## 損益通算の遡及適用で最高裁判断 遡及適用は公益上の要請等で合憲

最高裁はこのほど、土地等に係る損益通算規制が施行日前の土地取引にも遡及適用できるか否かが争われた事件の上告審で、原審通り、納税者の主張を退け、遡及適用は憲法84条(租税法律主義)に違反せず合憲との判断を示した。これは、土地等の譲渡損失を損益通算できないとする2004年度税制改正が同年4月1日から施行され、損益通算の廃止は同年1月1日以後の譲渡からと遡及適用されたことが発端となったもの。

この事件は、上告人が、2004年1月30日に土地の譲渡を行い同年分の長期譲渡所得の金額の計算上損失が生じることから、その譲渡損失を他の所得と損益通算すると還付税金が生じるため更正の請求をしたところ、税務署が損益通算を認めなかったため、税務署の通知処分を求めたものだ。

最高裁は、「改正法の遡及適用は、駆け込み売却を防止する目的等があり、具体的な公益上の要請に基づくものであった」と指摘。また、「遡及適用期間も3ヵ月間に限られており、納税者においては、これによって損益通算による租税負担の軽減に係る期待に沿った結果を得られなくなるものの、それ以上に納税義務を加重されるなどの不利益を受けるものではない」とした。したがって、改正法は、納税者の租税法規定上の地位に対する合理的な制約として容認されるべきものとして、暦年当初への遡及適用が憲法84条(租税法律主義)に違反するとはいえないとの判断を示している。

### 今週のキーワード

日本国内  
「草の根会議」

日本における成人教育・社会教育の現状と課題などについて、広く意見交換する場で、活動報告書を作成し、ユネスコ生涯学習研究所に提出する。報告書の内容は、成人教育・学習の現状を「政策・法律・財政」「成人の学習・教育の質」「調査研究・革新・優れた実践」「成人の識字」などのテーマにそって各国が作成する。日本国内「草の根会議」は08年設立。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。